

宅地建物取引士 相続  
2020 年度宅建士試験をふりかえる

(見出し)

相続

(質問)

兄弟姉妹の孫は再代襲相続するの？

(回答)

しません

(記事内容)

相続人になるのは誰？

相続が開始した場合、最初に誰が相続人となるのかを決めなければなりません。相続人とその順位は表に示します。

配偶者 (夫・妻)は、常に 相続人となります。 離婚等した場合は 相続人でなくなり ます。	1 子(嫡出子・非嫡出子・養子など)は、常に相続人となります。
	2 子(孫・曾孫 <sup>ひまご</sup> ) がいない場合には、直系尊属(父母や、父母がい なければ祖父母)が相続人となります。
	3 子(孫・曾孫)も直系尊属もいなければ、被相続人の兄弟姉妹が 相続人となります。

推定相続人が先に死亡していたら？

その子がいれば代襲して相続人になります。代襲相続とは、**被相続人の死亡以前に被相続人の子が死亡していた等の場合に、被相続人の孫などが代わりに相続すること**をいいます。これは、相続権を失った者が相続していたら自らもそれを承継できたはずという孫などの期待利益を保護する公平の原理に基づく制度です。この場合の代襲される者を被代襲者、代襲する者を代襲者といいます。

なお、兄弟姉妹についても代襲相続が認められています。

### 兄弟姉妹の子も死亡していたら？

被相続人の兄弟姉妹が、相続の開始以前に死亡したとき、または相続欠格事由に該当し、もしくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となります（民法 889 条 2 項・887 条 2 項）。しかし、その子が相続の開始以前に死亡等していたことによって、その代襲相続権を失った場合について、さらにその子が代襲相続することはありません。兄弟姉妹の子に代襲相続を認める民法 889 条 2 項は、再代襲相続を定める民法 887 条 3 項の規定を準用していないからです。なお、昭和 55 年の改正前の民法では、887 条 3 項も準用していました。しかし、その場合、数十人、極端な場合は 100 人以上の相続人が現れることもあり、相続処理が複雑になるという難点から改正されました。

### 相続はいつ始まるの？

相続は、死亡によって開始します。ここでいう死亡には、自然死亡と失踪宣告の 2 つがあります。自然死亡の場合は、実際に被相続人が死亡した時に相続が開始します。相続人がそれを知っていたかどうかは関係ありません。

失踪宣告による死亡の場合は、普通失踪にあつては 7 年間の失踪期間満了の時に相続が開始し、特別失踪にあつては、危難の去った時に相続が開始します。

なお、失踪宣告とは、生死不明の者に対して、法律上死亡したものとみなす効果を生じさせる制度です。不在者（従来住所または居所を去り、容易に戻る見込みのない者）につき、その生死が 7 年間明らかでないとき（普通失踪）、または戦争、船舶の沈没、震災などの死亡の原因となる危難に遭遇しその危難が去った後その生死が 1 年間明らかでないとき（危難失踪）は、家庭裁判所は、申立てにより、失踪宣告をすることができます。

### 相続しなければいけないの？

相続財産は土地やお金といったプラスの財産だけとは限りません。場合によっては、借金などマイナスの財産の方が多く場合も十分あり得ます。そこで、相続人は、相続するか（承認）、しないか（放棄）を決めることができます。また、承認については、相続財産全部について承認をすること（単純承認）も、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務および遺贈を弁済するという限定付きで承認をすること（限定承認）もできます。ただし、限定承認は共同相続人の全員が共同して行う必要があります。

## 相続の承認・放棄はいつでもできるの？

相続人は、原則として、自己のために相続の開始があったことを知った時から 3 カ月以内に、相続について、単純もしくは限定の承認または放棄をしなければなりません。この期間内に限定承認または相続の放棄をしないと、単純承認したものとみなされます。

(過去問題にチャレンジ！)

【問題】相続(令和 2 年 7 月 1 日に相続の開始があったもの)に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。(2020 年度問 8)

- 1 相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知ったときから 5 年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- 2 被相続人の子が相続開始以前に死亡したときは、その者の子がこれを代襲して相続人となるが、さらに代襲者も死亡していたときは、代襲者の子が相続人となることはない。
- 3 被相続人に相続人となる子及びその代襲相続人がおらず、被相続人の直系尊属が相続人となる場合には、被相続人の兄弟姉妹が相続人となることはない。
- 4 被相続人の兄弟姉妹が相続人となるべき場合であっても、相続開始以前に兄弟姉妹及びその子がいずれも死亡していたときは、その者の子(兄弟姉妹の孫)が相続人となることはない。

正解:2

- 1○ 相続回復の請求権は、相続人またはその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から 5 年間行使しないときは、時効によって消滅します(民法 884 条)。
- 2× 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、または相続人の欠格事由に該当し、もしくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となります(民法 887 条 2 項)。さらに、代襲者が、相続の開始以前に同様に死亡等によって、その代襲相続権を失った場合も、代襲相続します(同条 3 項)。したがって、代襲者も死亡していたときは、代襲者の子が相続人となります。
- 3○ 相続人には順位があり、第一順位が被相続人の子または代襲相続人(民法 887 条)、第二順位が被相続人の直系尊属(民法 889 条 1 項 1 号。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者が先)、第三順位が被相続人の兄弟姉妹(同条項 2 号)となります。したがって、第二順位の被相続人の直系尊属が相続人となる場合には、第三順位の被相続人の兄弟姉妹が相続人となることはありません。
- 4○ 問題文のとおりです。